

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例及び千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第34号

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例及び千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

(千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成3年千葉県条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表犬又は猫の引取手数料の項中「3,080円」を「3,130円」に、「610円」を「620円」に改め、同表動物の返還手数料の項中「3,820円」を「3,890円」に改め、同表動物の飼養管理手数料の項中「590円」を「600円」に改める。

(千葉県衛生関係手数料条例の一部改正)

第2条 千葉県衛生関係手数料条例(平成12年千葉県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表55の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表57の項中「590円」を「600円」に改め、同表58の項中「3,820円」を「3,890円」に改め、同表61の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表62の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条中千葉県衛生関係手数料条例別表61の項及び62の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉県動物の愛護及び管理に関する条例別表動物の飼養管理手数料の項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における動物の飼養管理手数料について適用し、同日前の期間における動物の飼養管理手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の千葉県衛生関係手数料条例別表57の

項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における犬の飼養管理手数料について適用し、同日前の期間における犬の飼養管理手数料については、なお従前の例による。